

## 春日部市地域公共交通活性化協議会条例

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、春日部市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域公共交通網形成計画（法第5条第1項の地域公共交通網形成計画をいう。次号において同じ。）の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) その他市長が地域公共交通網形成計画の推進を図るため必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市内各種団体を代表する者

(4) 公共交通に関する事業者

(5) 公募に応じた市民

(6) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
観光振興審議会委員		日額	5,200円	観光振興審議会委員		日額	5,200円
地域公共交通活性化協議会委員		日額	5,200円				